

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正

一 特例業務勘定における残余等の他の業務の財源への充当のための繰入れ

1 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、特例業務勘定において残余を生じたとき又は積立金があるときは、従前の特例業務の确实かつ円滑な実施に支障のない範囲内において、当該残余又は積立金の額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、次の(1)及び(2)の業務に必要な経費の財源に充てるため、それぞれ(1)及び(2)の勘定に繰り入れることができるものとする。

(1) 新幹線鉄道の建設を行う業務 建設勘定

(2) 並行在来線に係る鉄道事業者に対し、その経営の安定を図るために必要な資金に充てるための補助金を交付する業務 助成勘定

（第二十七条新第四項関係）

2 国土交通大臣は、1の承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委

員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとする。

(第二十七条新第六項及び第二十八条関係)

二 特例業務の追加

1 機構は、従前の特例業務の確実かつ円滑な実施に支障のない範囲内において、国土交通大臣の認可を受けて、次の(1)～(3)の業務を行うことができるものとする。

(1) 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に対し、経営安定基金に充てるための資金を拠出すること。

(2) 日本貨物鉄道株式会社に対し、その経営の安定を図るために必要な資金に充てるための補助金を交付すること。

(3) (1)及び(2)の業務に附帯する業務を行うこと。

(第十三条新第二項及び第四項関係)

2 国土交通大臣は、1の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとする。

(第二十八条関係)

三 国債整理基金特別会計への納付

- 1 機構は、特例業務勘定において残余を生じたとき又は積立金があるときは、従前の特例業務の確実かつ円滑な実施に支障のない範囲内において、当該残余又は積立金の額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、第二条第一項の規定により政府が承継した日本国有鉄道清算事業団の債務を償還するためのものとして、国債整理基金特別会計に納付することができるものとする。

(第二十七条新第五項関係)

- 2 国土交通大臣は、1の承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとする。

(第二十七条新第六項及び第二十八条関係)

四 特に必要がある場合の国土交通大臣の要求

- 1 国土交通大臣は、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の経営の安定又は一の1の業務に必要な経費の財源の確保を図るため特に必要があると認めるときは、機構に対し、従前の特例業務の確実かつ円滑な実施に支障のない範囲内におい

て、二の1の業務又は一の1による繰入れに関し必要な措置をとることを求めることができるものとする。 (新第二十八条の二第一項関係)

2 機構は、国土交通大臣から1の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないものとする。 (新第二十八条の二第二項関係)

第二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正

北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社が経営安定基金として管理する対象に、第一の二の1(1)により拠出された資金の額に相当する金額を追加すること。 (第十二条第一項関係)

第三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

機構が当分の間行う業務に、並行在来線に係る鉄道事業者に対し、その経営の安定を図るために必要な資金に充てるため、第一の一の1(2)により繰り入れられた金額を財源として補助金を交付する業務を追加すること。 (附則第十一条第一項新第四号の二関係)

第四 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行すること。 (改正附則第一条関係)
- 二 その他所要の規定を整備すること。